

## 携帯電話等エリア整備補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、携帯電話等の無線通信が使えない状況を解消し、地域における情報格差の是正を図るため、市町村が行う、施設及び設備の設置に係る事業に要する経費について、当該市町村に対し、予算の範囲内において携帯電話等エリア整備補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成17年11月25日総基移第380号）及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (対象地域)

第2 携帯電話等エリア整備補助金の交付対象となる地域は、原則として過疎地（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、同法第32条の規定に基づき、読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条の規定に基づき過疎地域とみなして同法の適用を受ける地域をいう。）、辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項の規定する辺地をいう。）、離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域をいう。）、山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。）、特定農山村（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。）又は豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。）（以下「過疎地等」という。）とする。

### (交付対象等)

第3 携帯電話等エリア整備補助金の交付対象となる経費及び補助額は、次のとおりとする。

- (1) 補助の対象となる経費は、別表に掲げる経費（附帯工事費を含む。以下「補助対象経費」という。）とする。
- (2) 補助額は、補助対象経費の額に10分の6（無線通信事業者が複数参画し事業を実施する場合は、15分の11）を乗じて得た額以内の額とし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てた額とする。

### (交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業概要書
- (2) 工事概要書

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な場合を除く)をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、また廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内において完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号により知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第6 規則第10条の規定による報告は、別記様式第5号によるものとする。

(実績報告)

第7 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第6号によるものとする。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業成績書
- (2) 収支精算書

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、規則第15条のただし書の規定により概算払により交付することができるものとする。

2 前項ただし書の規定により、補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第7号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(財産の管理)

第9 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、補助事業の完了後も、その保管状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(処分の制限を受ける財産)

第10 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、それぞれ1件の取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の財産とする。

(処分の制限を受ける期間)

第 11 規則第 21 条のただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定める耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については総務大臣が定める期間）とする。

(財産処分の申請)

第 12 規則第 21 条の規定による取得財産等の処分の承認申請書は、様式第 8 号によるものとする。この場合において、知事は当該取得財産等が耐用年数を経過している場合を除き取得財産等を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(事後の検証)

第 13 取得財産等について、事業完了年度の翌年度から 5 年間に報告対象期間とし、毎年、通行量等について調査を行い、調査を行った翌年の 9 月末までに、様式第 9 号による報告書を知事に提出しなければならない。

(書類の提出部数)

第 14 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本 1 通に副本 2 通を添えて、知事に提出するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 15 第 4 の規定に基づく交付の申請、第 5 (1) の規定に基づく変更等の申請、第 5 (2) の規定に基づく中止等の申請、第 5 (3) の規定に基づく事故の報告、規則第 7 条第 1 項の規定に基づく申請の取下げ、第 6 の規定に基づく状況報告、第 7 の規定に基づく実績報告、第 8 (1) 及び (2) の規定に基づく支払請求、第 12 の規定に基づく取得財産等の処分の承認申請又は第 13 の規定に基づく事後検証に関する報告については、電子情報処理組織を使用する方法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

2 前項の規定により行われる申請等の場合において、第 14 中「正本 1 通に副本 1 通を添えて」とあるのは、「1 通を」と読み替えるものとする。

(その他)

第 16 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 24 日から施行し、平成 21 年度に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

- 3 移動通信用鉄塔施設整備補助金交付要綱（平成5年7月5日施行）は廃止する。
- 4 この要綱の施行の際現に前項の規定による廃止前の移動通信用鉄塔施設整備補助金交付要綱によりされた処分，手続その他の行為は，この要綱の規定によりされた処分，手続その他の行為とみなす。

附 則

- 1 この要綱は，平成26年4月1日から施行し，平成26年度に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は，次年度以降の各年度において，当該補助金に係る予算が成立した場合に，当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は，令和2年4月9日から施行し，令和2年度に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は，次年度以降の各年度において，当該補助金に係る予算が成立した場合に，当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は，令和4年3月16日から施行し，令和4年度に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は，次年度以降の各年度において，当該補助金に係る予算が成立した場合に，当該補助金にも適用するものとする。

別表

経費区分	内 容
1 施設・設備費	<p>(1) 無線通信に必要な次の施設・設備に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 鉄塔</li> <li>イ 局舎</li> <li>ウ 外溝施設</li> <li>エ 受電設備（電力引き込み送電線を含む。）</li> <li>オ 送受信アンテナ</li> <li>カ 送受信機</li> <li>キ 伝送用専用線</li> <li>ク 電源設備（予備電源設備を含む。）</li> <li>ケ 監視・制御装置</li> </ul> <p>(2) 上記に掲げるもののほか、附帯施設（知事が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>(3) 附帯工事費（調査費，設計費，資材運搬費，総合測定費，現場管理費等工事に必要な経費をいう。）</p>
2 用地取得費・道路費	<p>(1) 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）</p> <p>(2) 附帯工事費（前記の附帯工事費に同じ）</p>

宮城県知事 殿

市 町 村 長  
(公 印 省 略)

年度携帯電話等エリア整備補助金交付申請書

年度携帯電話等エリア整備補助金の交付を受けたいので、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号)第3条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 交付を受けようとする補助金の額 金 円
- 3 補助事業概要書(別紙1)
- 4 添付資料 (1) 工事概要書 (別紙2)  
(2) 事業に要する経費の見積書  
(3) 無線通信事業者が、同事業によって整備される施設を利用することについての確約書

別紙1（様式第1号関係）

補助事業の概要

市町村名 代表者名	
施設の設置場所	
工事施工業者名	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	
		市町村名	エリア内世帯数

経費区分	事業費	財源内訳	
		県補助金	市町村の負担額
施設・設備費			
用地取得費・道路費			
合計			

備考
----

## 工 事 概 要 書

事業を行う者の名称  
代表者氏名

### 1 設置場所

### 2 建設用地

- (1) 敷地面積 m<sup>2</sup>
- (2) 海拔高 m
- (3) 敷地の所有関係
- 購入
  - 借地 〔市有地, その他(具体的に)の別, 主な借地条件(借地料, 借地期間等)〕
  - 既所有
- (4) 用地の周辺の状況 〔平地, 山地の別  
取付け道路の必要の有無(必要があればその長さ)等〕
- (5) 開発規制の状況 (地目, 開発規制指定解除の必要の有無)

### 3 施設の内容

- (1) 建物の構造等
- (2) 建築面積 m<sup>2</sup>
- (3) 延べ床面積 m<sup>2</sup>
- (4) 鉄塔の構造等 型                      高さ(地上高)                      m

### 4 実施計画

- (1) 着手(予定)年月日 年            月            日
- (2) 用地取得(予定)年月日 年            月            日
- (3) 着工(予定)年月日 年            月            日
- (4) 完了(予定)年月日 年            月            日



5 利用見込み

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア		サービス開始（予定）年月日
		市町村名	エリア内世帯数	

6 資金計画

(単位：千円)

収入		支出	
財源内訳		経費区分	(事業費)
補助金	交付（予定）額	施設・設備費	
事業を行う者の負担額	予算額	用地取得費・道路費	
借入金			
事業者等の負担金			
その他（過疎債）			
その他（一般財源）			
小計			
合計		合計	

7 添付図面

- (1) 用地付近の見取図
- (2) 設計の概要図
- (3) 利用が見込まれる各事業のサービスエリア図

宮城県知事 殿

市 町 村 長  
(公 印 省 略)

年度携帯電話等エリア整備補助事業変更承認申請書

年 月 日付け宮城県（情）第 号で補助金の交付決定の通知のあった 年  
度携帯電話等エリア整備補助金に係る補助事業の一部を変更する必要があるので、携帯電話  
等エリア整備補助金交付要綱第5(1)の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
内 容		
経 費	施設・設備費	
区 分	用地取得費・道路費	

2 変更を必要とする理由

3 変更が補助事業に及ぼす影響

宮城県知事 殿

市 町 村 長  
(公 印 省 略)

年度携帯電話等エリア整備補助事業中止（廃止）申請書

年 月 日付け宮城県（情）第 号で補助金の交付決定の通知のあった 年  
度携帯電話等エリア整備補助金に係る補助事業を中止（廃止）したいので、携帯電話等エ  
リア整備補助金交付要綱第5(2)の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

2 経費の支出額内訳

変 更 事 項	既 施 工 部 分 額	未 施 工 部 分 額	合 計
施 設 ・ 設 備 費			
用 地 取 得 費 ・ 道 路 費			
合 計			

3 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

(1) 中止期間 年 月 日～ 年 月 日

(2) 完了予定日 年 月 日

宮城県知事

殿

市 町 村 長  
(公 印 省 略)

年度携帯電話等エリア整備補助事業事故報告書

年 月 日付け宮城県（情）第 号で補助金の交付決定の通知のあった 年  
度携帯電話等エリア整備補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、携  
帯電話等エリア整備補助金交付要綱第5(3)の規定により報告します。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 現在の進捗状況
- 3 現在まで要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

宮城県知事

殿

市 町 村 長  
(公 印 省 略)

年度携帯電話等エリア整備補助事業状況報告書

年 月 日付け宮城県（情）第 号で補助金の交付決定の通知のあった 年  
度携帯電話等エリア整備補助金に係る補助事業の実施状況について、携帯電話等エリア整  
備補助金交付要綱第 6 の規定により報告します。

記

補助事業状況表

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差額 (A-B)	実績見込額
施設・設備費					
用地取得費・ 道路費					
合 計					

宮城県知事 殿

市 町 村 長  
(公 印 省 略)

年度携帯電話等エリア整備補助事業実績報告書

年 月 日付け宮城県（情）第 号で補助金の交付決定の通知のあった 年  
度携帯電話等エリア整備補助金に係る補助事業は、完了（廃止）しましたので、 年  
度における実績について、携帯電話等エリア整備補助金交付要綱第7の規定により報告し  
ます。

記

1 補助事業の実施状況

交付決定年月日 [ 変更交付決定年月日 ]	補助金交付決定額	概算払年月日 概算払金額	補助金の額の確定 見込額

2 事業の実施状況

施設の設置場所	
工事施工業者名	
着 工 日	
完 了 日	

3 施設の利用見込み

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア		サービス開始（予定）年月日
		市町村名	エリア内世帯数	

4 事業の収支総括表

収		入			
市町村の負担額	予	算	額	実績	額
補助（予定）額					
起債					
事業者等の負担金					
その他（ ）					
合計					

支		出			
経費区分	予	算	額	実績	額
施設・設備費					
用地取得費・道路費					
合計					

5 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真

宮城県知事 殿

市 町 村 長  
(公 印 省 略)

年度携帯電話等エリア整備補助金の概算払請求書

年 月 日付け宮城県(情)第 号で補助金の交付決定の通知のあった 年  
度携帯電話等エリア整備補助金の第 回概算払を受けたいので、携帯電話等エリア整備補  
助金交付要綱第8第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円也

2 内 訳

経 費 区 分	交付決定額 (①)	既概算払受領額 (②)	今回請求額 (③)	差引残額 (①-②-③)
施 設 ・ 設 備 費				
用地取得費・道路費				
合 計				



宮城県知事 殿

市 町 村 長  
(公 印 省 略)

年度携帯電話等エリア整備補助金に係る財産処分申請書

年度において携帯電話等エリア整備補助金に係る補助事業により取得した財産を処分したいので、補助金等交付規則（昭和 51 年宮城県規則第 36 号）第 21 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 処分の内容
- 2 処分の理由
- 3 取得財産の概要
  - (1) 施設の名称
  - (2) 施設の設置者（事業主体）の名称
  - (3) 施設の所在地
  - (4) 事業費
    - (イ) 国庫補助金
    - (ロ) 県補助金
    - (ハ) 市（町，村）負担金
    - (ニ) 事業者負担金
- 4 処分の概要
  - (1) 処分しようとする相手方
  - (2) 処分しようとする財産の範囲
  - (3) 処分の期間
  - (4) 処分の条件
- 5 添付書類

宮城県知事 殿

市 町 村 長  
(公 印 省 略)

## 年度携帯電話等エリア整備補助金に係る事後検証に関する報告書

年度において携帯電話等エリア整備補助金に係る補助事業により取得した施設に関して、携帯電話等エリア整備補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

## 記

## 1 対象エリアの概要

事業完了年度 (額の確定年月日)	市町村名 (地区名)	対象エリアにおける通行量等 (測定対象データ) (注1)
( )	( )	( )

(注1) 対象エリアにおける通行量等(交付申請書の備考に記載した、道路等の通行量、施設等の入込数等)を算出単位(1日当たり、年間累計等)が分かる形で記載する。  
なお、測定対象データが複数ある場合には主たるもののみ記載するものとする。

## 2 事後検証

報告回数	調査対象年度 (注2)	対象エリアにおける通行量等 (注3)
第1回		
第2回		
第3回		
第4回		
第5回		

(注2) 事業完了年度の翌年度から5年間を報告対象期間とする。2回目(事業完了年度の2年後)以降の報告時には、前回報告内容に追記する形で報告するものとする。

(注3) (注1)と同じ対象データを測定し記載するものとする(報告年度内における調査月日については任意とする)。